

大野町放課後クラブ 利用に関するQ&A

Q1	新1年生が入学式より前の日付で、放課後クラブを利用することはできますか。
A1	<p>新1年生になられる児童の保護者等が下記に該当すれば4/1から利用可能です。</p> <p>①保護者等が昼間（午前8時30分～午後5時）に居宅外において毎月15日以上勤務している場合</p> <p>②保護者等が疾病にかかり若しくは負傷し、身体に障がい有している場合</p> <p>③保護者等が長期にわたり同居の親族を常時介護している場合</p>

Q2	<p>夏休み期間だけ利用予定ですが、夏休み明けの学校が1週間ほど早帰りです。（13:30下校） 勤務時間の関係上（就労時間は14:30まで）、夏休み中と夏休み明けの早帰りの時を利用することはできますか。</p>																					
A2	<p>保護者様の勤務時間によって、学校早帰りの日も利用可能です。</p> <p>夏休み期間（7/21～8/27） 夏休み明け早帰り（8/28～8/31）と想定した場合、利用期間によって保育料が変わります。</p> <p>①夏休み期間中（7/21～8/27）も利用し、早帰りの日（8/28～8/31）も利用する場合 →7月、8月の月額料金がかかります。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th></th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>保育料合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度非課税世帯</td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>前年度課税世帯</td> <td>6,000円</td> <td>10,000円</td> <td>16,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>この場合、夏休み前の7月（7/1～7/20）も保護者等の勤務状況や家庭状況によって、利用が可能です。 夏休み前の7月（7/1～7/20）も利用する場合は申請書の利用期間を7/1～としてください。</p> <p>②夏休み期間は8月のみ（8/1～8/27）利用し、早帰りの日（8/28～8/31）も利用する場合 →8月の月額料金がかかります。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th></th> <th>8月</th> <th>保育料合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度非課税世帯</td> <td>5,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>前年度課税世帯</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>一度、学校教育課までご相談ください。</p>		7月	8月	保育料合計	前年度非課税世帯	3,000円	5,000円	8,000円	前年度課税世帯	6,000円	10,000円	16,000円		8月	保育料合計	前年度非課税世帯	5,000円	5,000円	前年度課税世帯	10,000円	10,000円
	7月	8月	保育料合計																			
前年度非課税世帯	3,000円	5,000円	8,000円																			
前年度課税世帯	6,000円	10,000円	16,000円																			
	8月	保育料合計																				
前年度非課税世帯	5,000円	5,000円																				
前年度課税世帯	10,000円	10,000円																				

Q3	冬休み期間のみ、春休み期間のみ放課後クラブを利用したいです。																																		
A3	<p>児童の保護者等が下記に該当すれば利用可能です。</p> <p>①保護者等が昼間（午前8時30分～午後5時）に居宅外において毎月15日以上勤務している場合</p> <p>②保護者等が疾病にかかり若しくは負傷し、身体に障がいを持っている場合</p> <p>③保護者等が長期にわたり同居の親族を常時介護している場合</p> <p>A:冬休み期間（12/26～1/8と仮定）のように月をまたぐ利用はそれぞれの月額料金がかかります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>保育料合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度非課税世帯</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>前年度課税世帯</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※12/28～1/4は休所のため利用できません。</p> <p>B:春休み期間（3/26～4/6と仮定）のように年度をまたぐ利用は、年度ごとの申請書が必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>3/26～3/31までの利用申請が必要です。</td> <td>4/1～4/6までの利用申請が必要です。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>保育料合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度非課税世帯</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>前年度課税世帯</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table>				12月	1月	保育料合計	前年度非課税世帯	3,000円	3,000円	6,000円	前年度課税世帯	6,000円	6,000円	12,000円		令和5年度	令和6年度			3/26～3/31までの利用申請が必要です。	4/1～4/6までの利用申請が必要です。			3月	4月	保育料合計	前年度非課税世帯	3,000円	3,000円	6,000円	前年度課税世帯	6,000円	6,000円	12,000円
	12月	1月	保育料合計																																
前年度非課税世帯	3,000円	3,000円	6,000円																																
前年度課税世帯	6,000円	6,000円	12,000円																																
	令和5年度	令和6年度																																	
	3/26～3/31までの利用申請が必要です。	4/1～4/6までの利用申請が必要です。																																	
	3月	4月	保育料合計																																
前年度非課税世帯	3,000円	3,000円	6,000円																																
前年度課税世帯	6,000円	6,000円	12,000円																																

Q4	現在、産休中ですが、放課後クラブを利用できますか。 また、産後の育休中も利用できますか。		
A4	<p>申請の際に、申請書のほか、母子手帳の写し（出生後であれば母子手帳内の出生届出済証明の写し）、入院等（産前、産後）の理由により児童の保育が難しいことを記載した申立書をご提出ください。</p> <p>提出後、状況を審査をし、入所決定の有無を判定します。</p>		

Q5	仕事を辞め、転職活動中です。放課後クラブを利用できますか。		
A5	<p>原則、保護者等が転職活動といった理由で放課後クラブの利用はできません。</p> <p>しかし、理由（職業訓練校に入校するため、一定期間等学校へ通わないといけない等）によっては入所が可能となる場合がございます。</p> <p>一度、学校教育課までご相談ください。</p>		

Q6	保護者のかわりに姉や兄が迎えに行ってもいいですか。
A6	<p>小学生や中学生、高校生の未成年のご家族が放課後クラブ利用の児童を迎えに行くということは許可していません。</p> <p>必ず保護者もしくは成人されたご家族の方でお迎えをお願いします。</p> <p>保護者以外で成人されたご家族の方が迎えに行く場合は、必ず放課後クラブへご連絡ください。</p> <p>夏休み等の長期休暇中利用の際も必ず保護者等での送迎をお願いいたします。</p>

Q7	4月から通常利用（下校後から放課後利用）をしています。夏休みは祖父母等が児童を見てくれるため、利用しません。何か手続きはありますか。
A7	<p>夏休み期間のみ利用しない場合、夏休みは利用しないことを記載した『退所届』と夏休み明け以降利用するための『放課後クラブ入所申請書』を記入し、ご提出ください。</p> <p>なお、通常利用の児童が夏休みのみ利用しない場合に限り、夏休み明けから8月31日まで学校授業日の8月利用については、9月分の利用料に含めます。</p> <p>（例：夏休みが8/27までで、8月は学校授業日の8/28～8/31だけ利用する場合）</p>